



発行 新潟県

号外 1

令和6年9月2日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

告示

- 971 許可をすべき皆伐面積の限度(治山課)
- 972 道路の区域変更(道路管理課)
- 973 道路の供用開始(道路管理課)

告示

◎新潟県告示第971号

令和6年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和6年9月2日

新潟県知事 花角 英世

単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
山北地区	水源かん養保安林	189.40
〃	土砂流出防備	201.63
三面川	水源かん養	684.57
〃	土砂流出防備	189.38
村上市(旧村上市)	干害防備	0.94
〃	保健	0.36
村上市(旧朝日村)	干害防備	3.46
〃	保健	9.80
荒川	水源かん養	300.59
〃	土砂流出防備	47.78
関川村	干害防備	0.40
阿賀野川	水源かん養	1040.06
〃	土砂流出防備	585.75
阿賀町(旧鹿瀬町)	干害防備	0.24
〃	保健	9.00
阿賀町(旧上川村)	干害防備	0.36
阿賀町(旧三川村)	干害防備	0.38
胎内川	水源かん養	90.32
〃	土砂流出防備	74.36
胎内市(旧中条町)	飛砂防備	1.62
〃(旧黒川村)	干害防備	0.12
加治川	水源かん養	349.01
〃	土砂流出防備	123.70
新発田市(旧新発田市)	干害防備	1.04
早出川	水源かん養	227.64

〃	土砂流出防備	〃	56.50
新潟市(旧新津市)	干害防備	〃	1.20
西川	水源かん養	〃	16.14
〃	土砂流出防備	〃	2.26
五泉市(旧五泉市)	保健	〃	0.98
五十嵐川	水源かん養	〃	281.26
〃	土砂流出防備	〃	219.74
刈谷田川	水源かん養	〃	116.94
〃	土砂流出防備	〃	82.80
信濃川中流	水源かん養	〃	36.08
〃	土砂流出防備	〃	101.28
鯖石川	水源かん養	〃	181.14
〃	土砂流出防備	〃	45.92
柏崎市(旧高柳町)	干害防備	〃	1.12
破間川	水源かん養	〃	586.18
〃	土砂流出防備	〃	759.86
北ノ又川	水源かん養	〃	397.82
〃	土砂流出防備	〃	180.36
魚野川	水源かん養	〃	589.87
魚野川	土砂流出防備	〃	951.46
信濃川上流	水源かん養	〃	281.25
〃	土砂流出防備	〃	222.81
魚沼市(旧広神村)	干害防備	〃	2.18
保倉川～渋海川上流	水源かん養	〃	144.86
〃	土砂流出防備	〃	98.00
越道川	水源かん養	〃	5.80
〃	土砂流出防備	〃	44.76
上越市(旧柿崎町)	干害防備	〃	0.90
上越市(旧吉川町)	保健	〃	2.38
関川	水源かん養	〃	341.89
〃	土砂流出防備	〃	218.17
妙高市(旧妙高村)	防風	〃	3.54
上越市(旧板倉町)	干害防備	〃	6.30
上越市(旧三和村)	干害防備	〃	1.60
能生川	水源かん養	〃	265.28
〃	土砂流出防備	〃	140.84
早川～青海川	水源かん養	〃	945.07
〃	土砂流出防備	〃	142.32
上路川	土砂流出防備	〃	95.54
大佐渡	水源かん養	〃	597.99
〃	土砂流出防備	〃	333.54
小佐渡	水源かん養	〃	318.18
〃	土砂流出防備	〃	129.58
佐渡市(旧新穂村)	干害防備	〃	1.66

◎新潟県告示第972号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年9月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水原亀田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
阿賀野市分田字三本柳44番1から	新	9.5～55.0メートル	10,348.5メートル
同市上黒瀬字前川原54番まで	旧	6.5～36.4メートル	5,850.1メートル

備考 路線の重用

一部区間一般国道49号、一般国道460号、県道新潟安田線、県道新潟水原停車場線と重用

◎新潟県告示第973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年9月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 水原亀田線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市分田字三本柳44番1から同市上黒瀬字前川原54番まで
- 3 供用開始の期日 令和6年9月2日